

「相談窓口ひまわりキャッチ」による相談を受け付けています！

問 社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627

令和6年度から、海田町は重層的支援体制整備事業として、「相談窓口ひまわりキャッチ」による相談受け付けを開始しました。これは、解決が難しい複合化・複雑化した課題に対して、従来の一部署ではなく複数の部署が連携して取り組むものです。「どこの部署に行くべきかわからない」、「課題が複雑でどうしたらいいかわからない」などの悩みのある人は、気軽に相談してください。

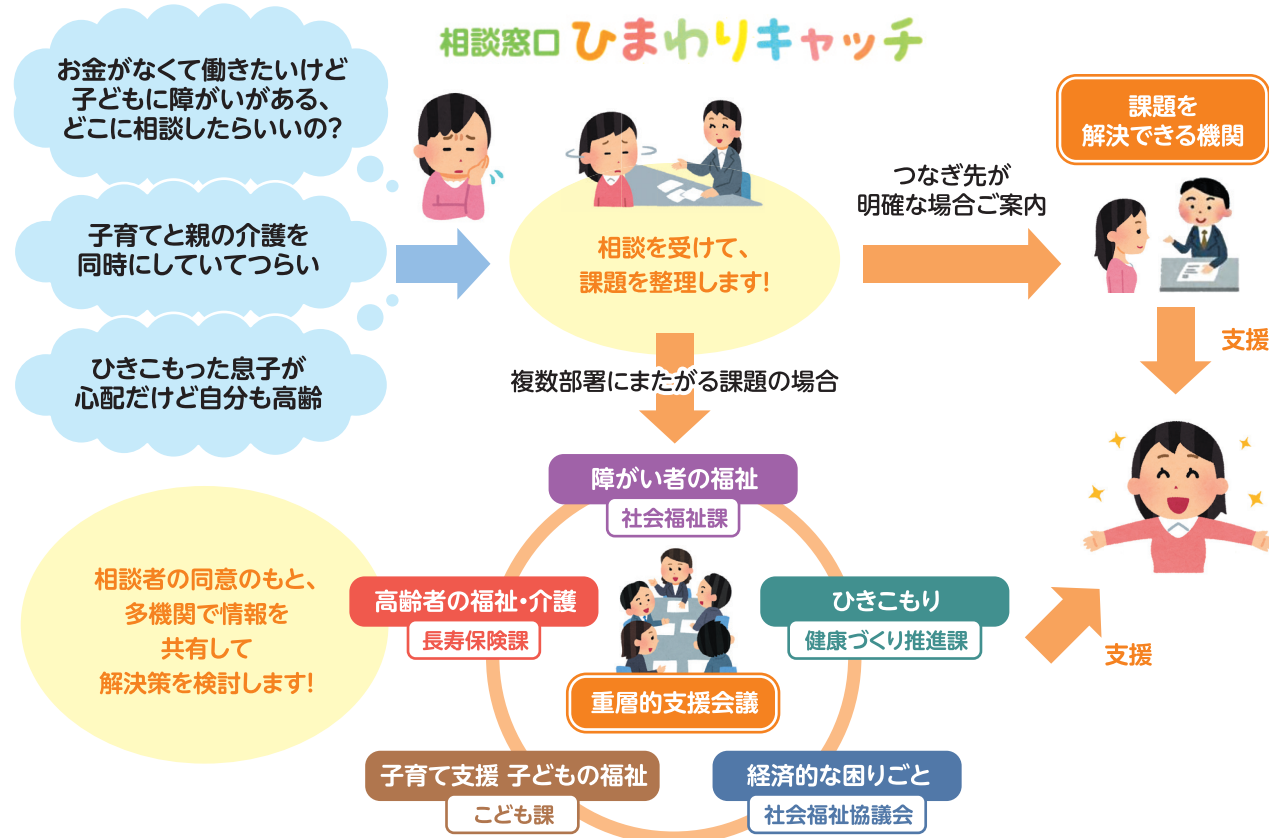
相談窓口ひまわりキャッチに相談してください

多機関で連携し、身近な福祉の相談を受け付けています！



重層的支援体制

複数窓口がまたがる相談でも、連携して柔軟に対応



相談窓口ひまわりキャッチの利用について

社会福祉課、こども課、長寿保険課、健康づくり推進課、社会福祉協議会で連携しています。

- 上記のどの部署に相談いただいても構いません。
- 利用する際には、「相談シート」への記入と、署名をお願いします。(記入にあたっては、窓口でサポートします)

1 企業版ふるさと納税で海田町を応援してください!!

問 財政経営課(役場3階) ☎823-9201 FAX.823-9203

海田町では、「10年後、誰もが憧れるまち」を目指し、小学校の建替え、橋や道路などのインフラ整備への集中的な投資を通じて、町民の暮らし満足度の向上と若い世代を呼び込む取り組みを加速します。

そこで、海田町では、企業版ふるさと納税制度を通じて、海田町の取り組みを強力に支援していただける企業の皆さんを募集します。

企業版ふるさと納税制度を活用した場合、税制上の優遇措置が受けられるほか、自治体を支え、地方創生やSDGs達成に積極的に貢献する企業としてイメージ向上にも繋がります。

ぜひ、ご協力をお願いします。まずは財政経営課まで問い合わせてください。

留意事項

- ・ 海田町内に本社が所在する企業からの寄付は、本制度の対象外となります。
- ・ 1回あたり10万円以上の寄付が対象となります。
- ・ 寄付を行うことの代償として海田町から経済的利益を受けることは禁止されています。

2 児童手当の制度が変わります

問 こども課(役場2階) ☎823-9227 ☎823-9627

令和6年10月分(令和6年12月支給分)から、児童手当の制度が変わります。

- 所得制限が撤廃されます。
- 支給期間が高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日まで)に延長されます。
- 第3子以降の支給額が月3万円になります。
- 第3子のカウント対象年齢が(親などの経済的負担がある場合)22歳到達後最初の3月31日までに延長されます。
- 支払いが2カ月に1回(偶数月)になります。

制度改正に伴い、新たに受給資格が生じる人(今まで所得制限により児童手当の支給対象外となっていた人や、高校生年代の児童のみを養育している人など)は、手続きが必要です。

現在児童手当を受給していない、高校生年代の児童がいる人などには、書類を送付します。該当する人は手続きをしてください。(公務員の方は、職場での手続きとなりますので注意してください)

また、現在児童手当を受給している人で、支給額の変更に伴い、手続きや書類の提出が必要な場合があります。

いずれの場合も、**令和7年3月31日(月)までに**手続きをすれば、令和6年10月分からの手当を受給することができます。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。

